

質問事項

2026年1月8日

東京電力への質問 15:00～15:50

◆柏崎刈羽原発6号機制御棒駆動機構不具合について

1. 御社10月9日公表資料に「不具合のあった制御棒駆動機構の分解点検を実施したところ、通常ではみられない傷があった」とある。ヒアリングの機会に御社担当者から「溶接部分は分解できない」との説明があったが、どの程度分解したのか。
2. 同資料には「傷の原因を調べたところ、ラッチがボールナットにしっかりと収まっている状態で中空ピストンがガイドチューブ内を下降する際に、ローラーの動きが固く、ローラーがガイドチューブに引っかかったことによるものと判断」「制御棒が引抜けなくなった原因はその引っ掛かりによるものと推定」とある。また「分解点検の際に、加工時のバリやビニール片等も発見したが、いずれも今回の不具合を引き起こす要因にはなりえないと評価」したとある。

- (1) ラッチがボールナットにしっかりと収まらなかった原因は何か。
- (2) ローラーの動きが固かった原因は何か。
- (3) (1)(2)について、御社担当者から「バリやビニール片でないスラッジや固体物などの異物の影響による」との説明があったが、どのような異物がいつ見つかったのか。分解点検の際に見つからなかったのか。それとも評価が誤っていたのか。
- (4) どのような異物がどのように影響して不具合が生じたと評価しているのか。
- (5) 異物が生じた原因は何か。他の制御棒駆動機構も同様な問題を抱えている可能性はないのか。こうした点を明らかにするためにも、動作確認だけでは不十分であり、制御棒駆動機構の全数の詳細点検が必要ではないか。

→ラッチが収まらなかった原因、ローラーの動きが固かった原因、それらがどのように影響したのか、それぞれについて説明を求める。

→「何かが挟まった」との説明もある。異物が原因というならどのような異物がどう影響したのか、異物はどこで生じたのか、他の制御棒駆動機構に影響がないのか、説明を求める。

→東電、規制委とも、今回は全挿入からの引抜きができないというもの、挿入できることが確認されれば安全上問題はないとの立場。この姿勢について批判する。異物が制御棒の動きに影響する状況を放置してよいのか。

◆柏崎刈羽原発における核物質防護違反について

1. 2017年発生の秘密情報の不正取扱い（秘密情報を不許可・記録なしで複写・共有）について
 - (1) 抜粋版についての取扱いのルールはなかったのか。現在はどうか。
 - (2) 不正取扱いを行った社員が違反ではないと誤認識したのはなぜか。
 - (3) 2021～23年の追加検査で見つからず、2025年6月になって発覚したのはなぜか。
 - (4) この事案に即して追加検査における対策は十分だったといえるのか。
2. 2020年9月発生の秘密情報の不正取扱い（不許可持出し複写・保管）について
 - (1) 違反はいつどのように発覚したのか。
 - (2) 許可なく秘密文書を持ち出し、複写して鍵がかかる机の中で保管した理由は何か。
 - (3) 2021～23年の追加検査を経てもこうした違反が生じる原因は何か。
3. 2025年7月17日に発生した規制対象工具の未申請での持込みについて

- (1) 協力企業社員及び警備員はなぜ当該工具が申請対象外だと誤認識したのか。
- (2) 対策完了後の10月にも同種の違反が発生している。対策が機能しなかったのはなぜか。

4. 今回の規制検査結果では、調査中のものを含め、7件の違反うち3件が柏崎刈羽原発で発生しており、実に43%を占める。再発防止策完了直後に再発する状況は柏崎刈羽原発の核物質防護の劣化と脆弱性が未だ改善されていないことを物語っているのではないか。抜本的な改善がなされるまで再稼働すべきではないと考えるがいかがか。

原子力規制庁への質問 15:50～16:30

◆柏崎刈羽原発6号機制御棒駆動機構不具合について

1. 規制委として6号機制御棒駆動機構不具合の原因を把握しているのか。東電はスラッジや固体物など異物によるものと説明しているが、どのような異物がどのように影響してトラブルに至ったのか、他の制御棒駆動機構も同様な問題を抱えている可能性はないのか、文書を受け取っているのであれば公開のうえ、承知されている内容を明らかにされたい。
2. 原因について不明な点がある状況で再稼働に向けた使用前確認申請を認めることはできないと考えるがいかがか。

→ラッチが取まらなかった原因、ローラーの動きが固かった原因、それらがどのように影響したのか、それぞれについて説明を求める。
→「何かが挟まった」との説明もある。異物が原因というならどのような異物がどう影響したのか、異物はどこで生じたのか、他の制御棒駆動機構に影響がないのか、説明を求める。
→東電、規制委とも、今回は全挿入からの引抜きができないというものの、挿入できることができれば安全上問題はないとの立場。この姿勢について批判する。異物が制御棒の動きに影響する状況を放置してよいのか。

◆柏崎刈羽原発における核物質防護違反について

1. 2017年に発生した秘密文書の不正取扱いについて
 - (1) 2021～23年の追加検査で見つからず、2025年6月になって発覚したのはなぜか。
 - (2) この事案に即して追加検査における対策は十分だったといえるのか。
2. 2020年9月発生の秘密情報の不正取扱い（不許可持出し複写・保管）について
 - (1) 許可なく秘密文書を持ち出し、複写して鍵がかかる机の中で保管した理由は何か。
 - (2) 柏崎刈羽原発の核物質防護の脆弱性は追加検査を経ても克服できていないことは明白だと思われるがいかがか。
3. 2025年7月17日に発生した規制対象工具の未申請での持込みについて
 - (1) 協力企業社員及び警備員はなぜ当該工具が申請対象外だと誤認識したのか。研修は行われていたのか。
 - (2) 再発防止策完了後1か月もたたないうちに同種の違反が起きている。自律的な改善ができないのではないか。
4. 現状から、東電による柏崎刈羽原発の核物質防護は信頼できるレベルに達していると判断しているのか。判断できない以上、再稼働を認めるべきではないと考えるがいかがか。